

令和7年度 第3回
再エネ実装専門家ボード
事務局資料

令和7年10月28日

東京都環境局

【エネルギーマネジメントについて】

- エネルギーマネジメントの「マネジメント」は、①計画・管理レベルと②運用レベルの2層構造。運用レベルでは、建物のエネマネは担い手が明確であり、建物へのP V導入支援、ヒートポンプ給湯器等の導入の後押しが効果的
- スマートメーターデータは社会的便益をもたらすため、都として何ができるかは継続的に議論すべき

【行動変容】

- 家庭部門の行動変容のポイントは、いかに個人を巻き込んでいくかに尽きる。都の発信力をいかして個人の理解、行動変容を促していくと良い。ダイナミックプライシングでの行動変容が効果的
- ディマンドリスポンスの収益性の低さは課題。事業者と消費者の双方にとってインセンティブが弱い。技術的な側面はもちろん課題だが、データ構築やインセンティブの充実が必要

【その他】

- 都庁版V P Pの仕組みは興味深い。伊豆諸島の洋上風力導入に向けては、大きなオフテイカーが必要
- 再エネの大量導入には、プラグインソーラーやA i rソーラー等の小規模なリソースを増やすべき

課題認識

- 再エネが拡大する中で、**再エネ設備の導入**に伴う安全面や防災面、景観や環境への影響等について**地域の懸念の高まり**
- 2035年再エネ電力利用割合60%以上を目指す都においては、持続可能で安定的な再エネ導入拡大に向けて、**地域と共生し、地域に裨益する再エネを推進**するとともに、**東京と地方との共存共栄を図る必要**
- **都内において大きなポテンシャルを有する浮体式洋上風力**の導入については、再エネの利用拡大だけでなく、**島しょ地域の振興や防災力向上などにも寄与**する観点からも重要

- **再生可能エネルギーについては、**様々な事業者の参入が拡大した結果、安全面、防災面、景観、生物多様性の観点を含めた環境への影響等に対する**地域の懸念が高まっており、**今後の導入拡大にあたっては、**地域との共生が図られることが極めて重要**
- **地球温暖化対策計画においても、「地域の理解の促進や適正な事業規律の確保に取り組むこと」の重要性を指摘**

【地球温暖化対策計画（令和7年2月策定）】（抜粋）

✓ **再生可能エネルギーの最大限の導入**

S+3E（安全、安定供給、経済効率性、環境適合）を大前提に、電力部門の脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、関係省庁や地方公共団体が連携して施策を強化することで、**地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促す。**

✓ **<地域との共生等>**

FIT制度の導入を契機とした再生可能エネルギーの急速な導入拡大に伴い、様々な事業者の参入が拡大した結果、安全面、防災面、景観、生物多様性の観点を含めた環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が高まっている。また、太陽光パネルについては、2030年代後半以降に排出量が顕著に増加すると想定され、計画的な対応が必要となる。再生可能エネルギーが長期にわたり安定的に発電する電源として、地域や社会に受け入れられるよう、**地域の理解の促進や適正な事業規律の確保に取り組むことが重要である。**

- 国においては、**関係法令により、安全性の確保や自然環境・景観の保全等の公益との調整を実施**
- 自治体においても、**地域と共生した再エネ導入を求める条例の制定**が増加
- 国の審議会において、再エネの地域との共生の確保に向けて議論が開始

- 再エネ発電事業の実施に当たっては、**土地造成及び電気設備の安全性確保、生活環境及び自然環境・景観の保全、適正な土地利用の確保など様々な公益との調整**を行う必要があり、これらは**関係法令によって規定されている**。
- また、**自治体**においても、適正な再エネ発電事業の実施に対する地域の懸念に対応するため、**地域と共生した形での再エネ導入を求める条例（再エネ条例）の制定が増加**（※）している。
（※）2024年度末時点で323の自治体で制定済み。9年間で13倍に増加。
- **資源エネルギー庁として**、こうした関係法令を所管する関係省庁や自治体とも協力しながら、対応を行ってきている。特に、今後、FIT/FIP制度による支援によらない太陽光発電の導入が見込まれるところ、FIT/FIP制度によらない導入を含め、地域との共生を確保していくことが重要である。こうした点を踏まえ、**具体的事項について、次回以降の本小委員会において御議論いただきたい**。

<検討事項例>

- ① **関係法令を所管する関係省庁との連携のより一層の強化、枠組み構築**
- ② **地域の実情に応じた再エネの地域共生を図る取組（自治体による再エネ条例の制定等）への更なる支援**
- ③ **業界団体における自主的な取組の促進** 等

第75回再エネ量導入・次世代電力NW小委員会
（令和7年9月8日）資料より抜粋

(参考) 国の取組

第74回再エネ量導入・
次世代電力NW小委員会
(令和7年6月3日)
資料より抜粋

地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化 (2024年再エネ特措法改正等)

<地域でトラブルを抱える例>

土砂崩れで生じた崩落



柵塀の設置されない設備



不十分な管理で放置されたパネル



景観を乱すパネルの設置



① 許認可の認定 申請要件化

- 森林法や盛土規制法等の災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可について、許認可取得を再エネ特措法の申請要件とするなど、認定手続厳格化。

② 違反防止・ 早期解消

- 違反の未然防止・早期解消を促す仕組みとして、事業計画や関係法令に違反した場合にFIT/FIP交付金を留保する措置といった再エネ特措法における新たな仕組みを導入。認定取消しの際の徴収規定の創設。
- これまでに森林法、農地法、盛土規制法違反等の太陽光発電事業（計379件）に対して、一時停止措置を講じた。森林法違反の4件については違反状態が解消されたことが確認できたため、措置を解除。

【新たな制度的措置のイメージ（交付金留保後、認定取消しに至った場合）】



※直近では、本年5月に、大規模事業を含む森林法違反の太陽光発電事業（9件）に対する交付金の一時停止措置を実施。

③ 廃棄等費用への 対応

- 2022年7月から廃棄等費用の外部積立てを開始。事業者による放置等があった場合、廃棄等積立金を活用。
- 2030年代半ば以降に想定される使用済太陽光パネル発生量ピークに計画的に対応するためパネル含有物質の情報提供を認定基準に追加する等の対応を実施。使用済太陽光パネルの大量廃棄を見据え、リユース、リサイクル及び最終処分を確実に実施するための制度検討を連携して進めていく。

④ 住民との丁寧な コミュニケーション

- 再エネ特措法の申請において、説明会の開催など周辺地域への事前周知の要件化（事業譲渡の際の変更認定申請の場合も同様）。事前周知がない場合には認定を認めない。

太陽光発電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省庁連絡会議の設置について

令和7年9月24日 経済産業省 環境省

1. 設置趣旨

再エネの導入拡大・脱炭素政策の推進に当たっては、地域との共生が図られることが大前提である。

太陽光発電事業については、既存の法体系の中で、土地造成及び電気設備の安全性確保、生活環境及び自然環境・景観の保全、適正な土地利用の確保など、様々な公益との調整を行う各種関係法令の適用を受けており、これまでも、関係法令において、それぞれの状況に応じ必要な規制の適用や見直し等が行われている。また、再エネ導入の支援法である再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法においても、その支援を受けるに当たっての認定要件として、事前説明会の実施や関係法令の遵守を厳格に求めるなど、必要な事業規律強化を行っている。加えて、適正な再エネ発電事業の実施に対する地域の懸念に対応するため、各自治体においても、各地域の実情に応じ、地域と共生した形での再エネ導入を求める条例の制定が相次いでいる。

こうした取組を実施してきている中においても、**依然として、FIT/FIP制度の支援によらない太陽光発電事業も含め、地域共生上の懸念が生じている事例がみられる。再エネの導入拡大・脱炭素政策を進める上でも、地域共生上の懸念に対して適切に対応していくことが求められている。**

このため、**太陽光発電事業における地域との共生をより一層確保するべく、新エネルギー政策を所管する資源エネルギー庁、環境政策を所管する環境省、そして、太陽光発電事業の実施に当たって様々な公益との調整を行う各種の関係法令を所管する関係省庁との間で、緊密な連携を図り、脱炭素政策に必要な対応を検討する**ため、「太陽光発電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

第一回（令和7年9月24日）【議事要旨】

- 環境省より、**釧路地域のメガソーラー問題**についての現状や課題、環境省の関係法令について説明の上、同問題に関し、各種法令についてそれぞれ**必要な対策がとられているかの精査・検討や今後に向けた必要な対応の検討について依頼**がなされた。
- 釧路地域のメガソーラー問題について、文化庁より、文化財保護法に基づく対応状況について、林野庁より、森林法に基づく対応状況について、それぞれ報告された。
- 資源エネルギー庁・環境省より、全国の太陽光発電事業に関する地域共生上の課題、各自治体における再エネ規制条例の策定状況、再エネ特措法における規律強化の取組など全国の太陽光発電の地域共生に向けた取組の状況等について説明の上、**各省庁に対し、関係法令における規律強化など必要な対応の検討について依頼**がなされた。

（出典）環境省HP資料を環境局加工

- 環境省では、地域の合意形成が図られるなど**地域共生型再エネ設備に対する支援を実施**
- デンマークでは、再エネ設備の開発に対する地域住民の受け入れを促進することを目的に、**資産価値の補償や毎年の金銭の支払い、自治体への基金造成といった制度を運用**

地域共生型再エネと環境省の取組

地球温暖化対策推進法に基づく促進区域内事業

- 環境省補助事業での加点や優先採択の実施

地域脱炭素化促進事業計画の認定事業

- **FIT・FIP制度の入札保証金免除**
- 陸上風力、バイオマス、中小水力、地熱発電で地域活用要件を満たす場合、FIT制度の対象
- **ふるさと融資（地域総合整備資金貸付）**での高い融資比率・限度額、雇用要件の特例適用

デンマークの地域共生促進制度

✓ 資産価値の損失制度

地域住民は、再エネ設備によって引き起こされた財産の価値損失について、再エネ設備の所有者から補償を受けることが可能

✓ 取得オプションスキーム

近隣不動産の評価額の損失が1%を超える場合、再エネ設備の所有者に買取義務

✓ ボーナス制度

近隣住民に発電量に基づくボーナスを受け取る権利

✓ グリーン基金制度

再エネ設備の所有者は、設備設置自治体が管理し、地域のために活用する基金を造成

- 都内での再生可能エネルギー電力の利用拡大を目指す観点から、PPA等のスキームを用いた都内外での再エネ発電設備等の設置を支援

再エネ電源 都外調達事業 (都外PPA)

都外に再エネ発電設備及び蓄電池を設置し、都内に供給する
PPA事業や自己託送に対し補助

再エネ電源 先行拡大事業

再エネ発電設備を設置し、発電された電力を**都内電力需要家に供給する事業に対し補助**

事業	対象	種別	助成率		上限額
都外調達事業	民間事業者	再エネ発電設備	2 / 3※ (再エネ電気供給)	1 / 2※ (環境価値供給)	3 億円※
		蓄電池	2 / 3		
先行拡大事業	小売電気事業者	再エネ発電設備	1 / 2 (再エネ電気供給)		2 億円

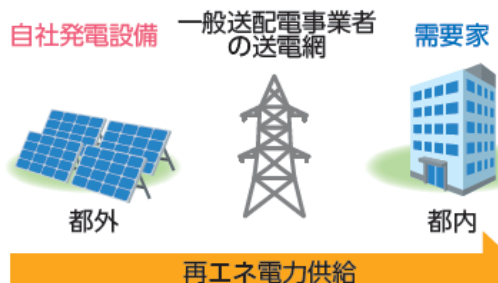
※再エネ発電設備と蓄電池を同時に設置した場合の助成率及び上限額

要件(共通) ・ 設備設置地域への**環境配慮**及び**関係構築**を行うこと ・ FIT又はFIPの認定を受けないこと 等

(事業スキーム例)

都外調達事業

自己所有モデル



第三者所有モデル（環境価値供給）



第三者所有モデル（再エネ電気供給）



先行拡大事業

再エネ電力メニュー



- 設備設置地域への環境配慮及び関係構築等の補助要件を設け、**地域と共生した再エネ導入を推進**
- **耕作放棄地の再生や地元高校と連携した教育プログラム**の提供といった実績

再エネ電源都外調達事業(都外PPA)/再エネ電源先行拡大事業

【助成要件】

環境 配慮	発電設備種別に応じた事業計画策定ガイドライン（資源エネルギー庁策定）の遵守	
	設置地域自治体と非常時における設備利活用に係る協定締結（原則）	
関係 構築	設置場所周辺住民等に対する事前説明	
	い ず れ か を 満 た す	設置地域の事業者又は住民からの 出資又は融資
		設置地域事業者による設備の 施工又は維持管理
		設置地域事業者による 再エネ電気の需給管理
		設置地域の 自治体等 への 再エネ電気等の供給 (都外PPAのみ)
		設置地域の 小売電気事業者 への再エネ電気の供給 (都外PPAのみ)
	その他再エネ設置地域との関係構築	

【補助実績】

都外調達事業(都外PPA)

先行拡大事業

年度	交付決定件数	規模(kW)
R 6	6	9,778
	3	436
R 5	3	2,994
	5	4,945
R 4	1	346
	—	—

【実績例】

先行拡大事業

- ✓ 自治体と連携した**耕作放棄地の再生（ソーラーシェアリング）**
- ✓ 地元高校と連携した**教育プログラムの提供**



(写真) (同)小田原かなごてファーム 開成あじさいの里

- 都内再エネ電力の利用割合の向上のためには、**オフサイトPPA**や**再エネ電力契約の拡大が必要**だが、それらの再エネ電力についても、**地域共生の考えが重要**であり、その条件整理を実施
- 再エネ利用を推進する機関が、需要家と電力供給事業者とが幅広く取引できる環境の必要性を提言

再エネ電力利用拡大に向けた条件整理

- ① 再エネ電力利用方法等の概要及びメリット・デメリット等
- ② 契約締結方法や事前確認事項、条件
- ③ 普及拡大すべき再エネ電力に求められる条件や総合的な評価手法
- ④ 営農型太陽光発電の課題と推奨すべき条件等
- ⑤ 都有施設におけるオフサイトPPA導入に関する課題整理・検討

(参考) 需要家が適切に再エネ電力を選択できる環境整備

再エネ電力の利用推進を図る各機関から環境整備に係る提言がなされている。

太陽光発電を用いたオフサイトPPAの普及に向けた提言

報告書
2024年7月25日



一般社団法人 太陽光発電協会
EPIコンサルティング合同会社

マッチングプラットフォーム構築

再エネを調達したい需要家と再エネを売電したい発電事業者が参加可能なマッチングプラットフォームを構築する
(特定の事業者の利益とならないよう 公平なプラットフォームを導入すべき)

RE100 日本のエネルギー政策に対する提言



3. PPAの締結を促すため、発電事業者と需要家の間の障壁を取り除き、契約のプロセスを簡略化する。
▶ **需要家が幅広く電力供給事業者と取引できる環境を整備し、PPAの利用しやすさを向上させる。**

- 都においては、長期計画である「**2050東京戦略**」で「全国各地と共に支え合い発展する『**共存共栄**』を**実現**」することを掲げ、地方とともに多様な地域課題を解決し、日本全体の持続的な発展の実現に向け、取組を推進

2035年に向けた方向性

東京と地方との共存共栄による「真の地方創生」で、日本全体の発展を達成する

- 人口減少・少子高齢化社会の到来や国際競争の激化など、我が国をめぐる状況は厳しさを増す状況にある
- 日本全体の持続的な発展を実現するためには、東京の持つ集積を取り崩して国内で分け合うパイの奪い合いではなく、東京と地方が共に栄え、成長する「共存共栄」が重要である
- 世界的な大都市である東京がそのポテンシャルを生かし、世界と全国各地とをつなげる結節点となり、日本経済を牽引していく
- また、様々な形の自治体連携を行い、東京が持つ技術やノウハウも生かしつつ、全国各地に共通する課題を解決していく



日本全体の成長促進

- イノベーション創出
- 全国各地の魅力発信
- 全国連携による産業振興
- 全国の商品の魅力発信

東京と地方との 共存共栄

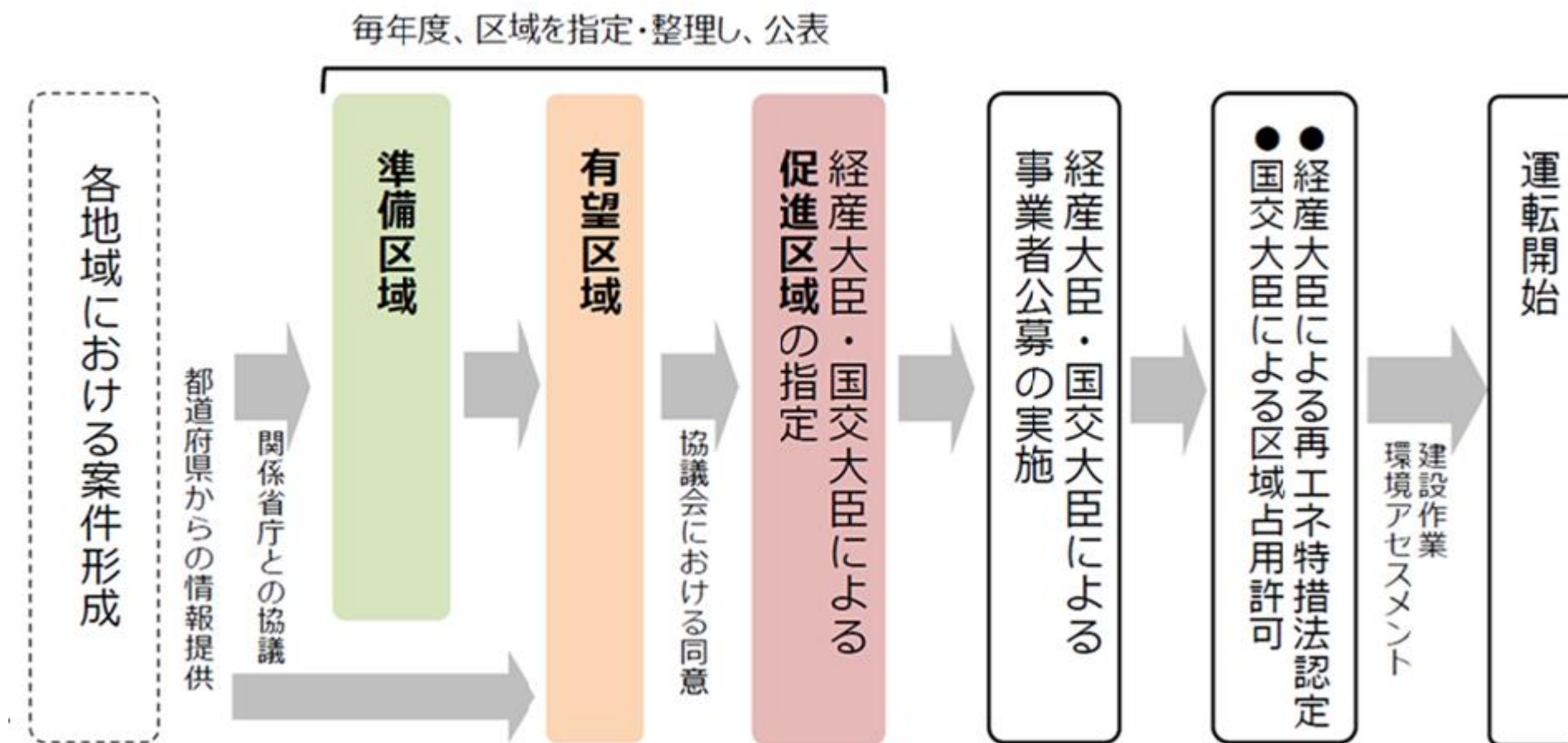
全国共通の課題解決

- DXをはじめとする技術・ノウハウの共有
- 自治体連携による施策推進
- 被災地復興支援

環境の連携



- 国は、一般海域における洋上風力事業に係る海域占用の統一ルールとして、「再エネ海域利用法（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律）」を2019年4月に施行
- 国が洋上風力発電事業の促進区域を指定し、事業実施者を公募により選定
- 区域ごとに地元漁業等関係者、国・自治体による協議会を設置し、先行利用者との調整を実施

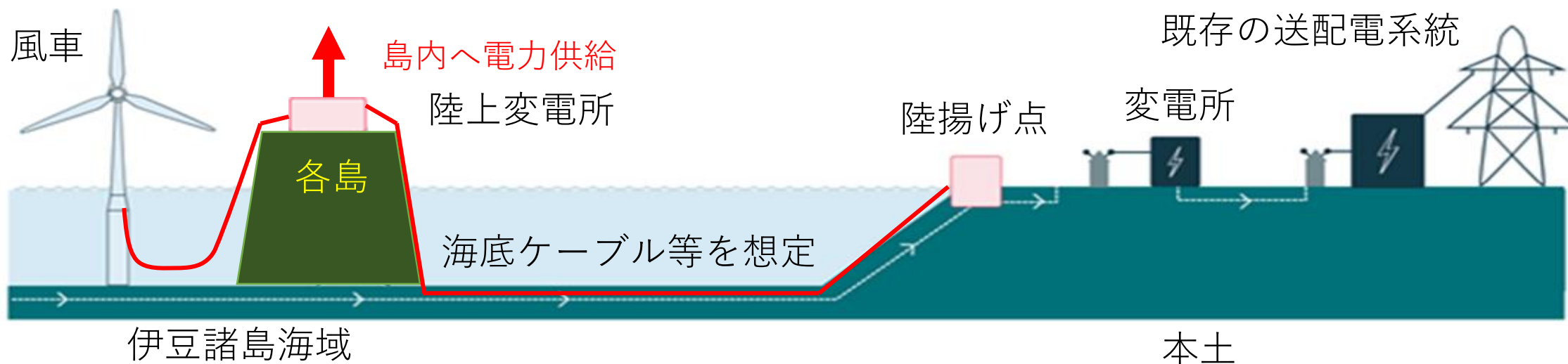


【風況調査・海底構造調査】



(出典)
洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針から抜粋・加工

【送電ケーブルの敷設】



- 令和5年度第2回東京都再エネ実装専門家ボードにおいて、**伊豆諸島の海域は好風況であり、洋上風力発電等のポテンシャルがある**旨、意見をいただいた。
- 令和6年度末に策定した「2050東京戦略」及び「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」において、**洋上風力発電導入量1GW以上を2035年目標**として設定
- 令和7年6月、国により伊豆諸島の5町村（大島町、新島村、神津島村、三宅村、八丈町）が**再エネ海域利用法に基づく準備区域に整理**

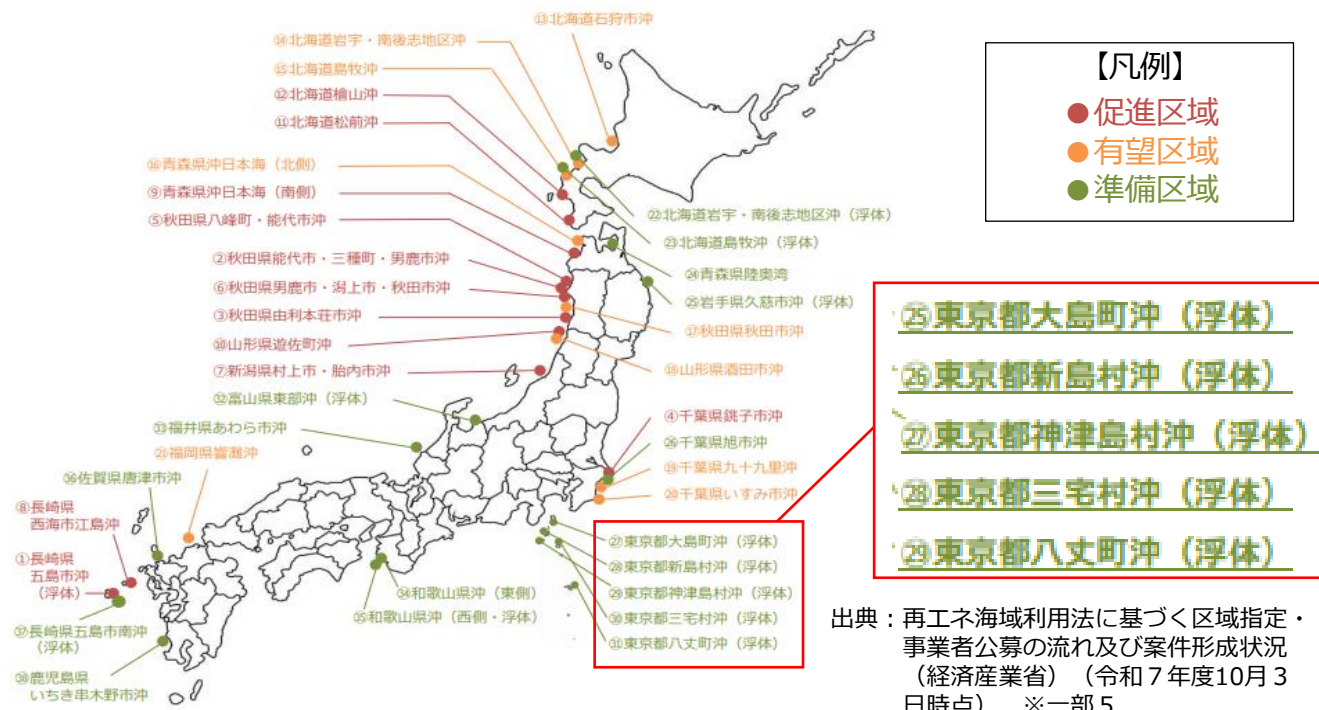
【2050東京戦略（令和7年3月策定）】（抜粋）

- ✓ 伊豆諸島海域における浮体式洋上風力のギガワット級ファームの実装を推進

【ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ（令和7年3月策定）】（抜粋）

- ✓ 伊豆諸島の海域において、浮体式洋上風力発電のギガワット級ファームの導入を目指します。
- ✓ 伊豆諸島の海域のポテンシャルを最大限活用し、島しょ地域のゼロエミッション化の実現にも貢献します。

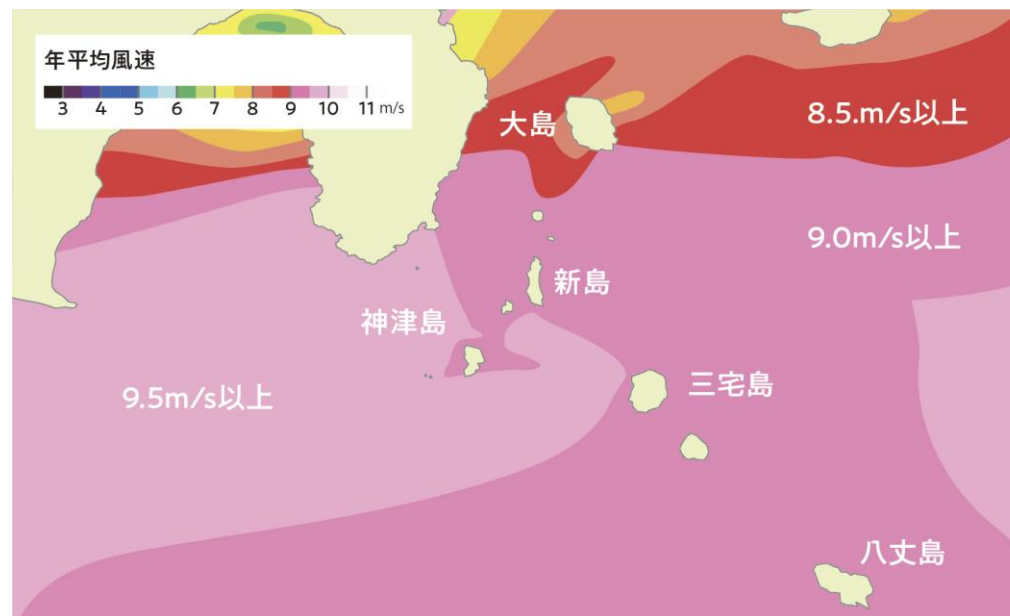
再エネ海域利用法に基づく、区域等の指定・整理状況



- 伊豆諸島の領海は約 2 万km²（日本の 7 %）であることに加え、全国トップクラスの風況（年平均 9.0m/s超）のため、**洋上風力の大きなポテンシャルを保有**
- 伊豆諸島の全ての島は内燃力発電により電力を確保しているため、**燃料価格の変動が島の生活・経済に影響を与えるとともに、災害時に島への燃料供給が停止し、長期間停電することが懸念**
- 浮体式洋上風力の導入は、気候変動への対応だけでなく、**化石燃料に依存しない電力供給の安定化とレジリエンス向上に寄与**
- さらに、風車の関連部品数は3万点以上と多く、また、風車以外にも、港湾基盤の強化、維持管理、観光、産業・雇用の創出など**幅広い経済波及効果が期待**



※ 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第2条第2号が規定する海域
出典：海上保安庁HP (https://www1.kaiho.mlit.go.jp/ODC/ryokai/ryokai_setsuzoku.html)



出典：NeoWins「洋上風況マップ」を基に作成

- 浮体式洋上風力の導入に当たっては、**自然環境や生態系、景観等への配慮**に加え、漁業や観光、船舶の航行等海域の**先行利用者との共生が必要**
- 地元住民の理解促進に向けた取組、漁業操業の実態調査や鳥類等の生息状況等の調査を実施

主な取組	内容
洋上風力に関する地域研究・検討会議	各町村ごとに、役場や漁業関係者等の先行利用者を構成員として、洋上風力の概要や影響の説明、設置可能エリアに関する議論を実施
住民説明会	各島にて、検討会での検討状況の報告及びVR機器を用いた映像の紹介等の情報提供を実施
生物基礎調査	鳥類、コウモリ類、鯨類について、島内及び島近海における基礎情報を把握することを目的に1年間（4季及び渡り鳥の季節(渡り季)）を通じて調査を実施
漁業実態調査	漁業影響調査を行うための基礎調査として、設置可能エリアにおける漁業操業実態について近隣県等も含めた調査を実施
連載広報	洋上風力に関する疑問や不安の解消を目的として、全戸配布による年4回の連載広報を実施
子ども向け環境学習イベント	島の将来を担う子どもたちを対象に、洋上風力を中心とした環境学習イベントを実施 令和7年度実績：計12日間実施、延べ1,194人（大人含む）

[住民説明会の様子]



[生物基礎調査の様子]



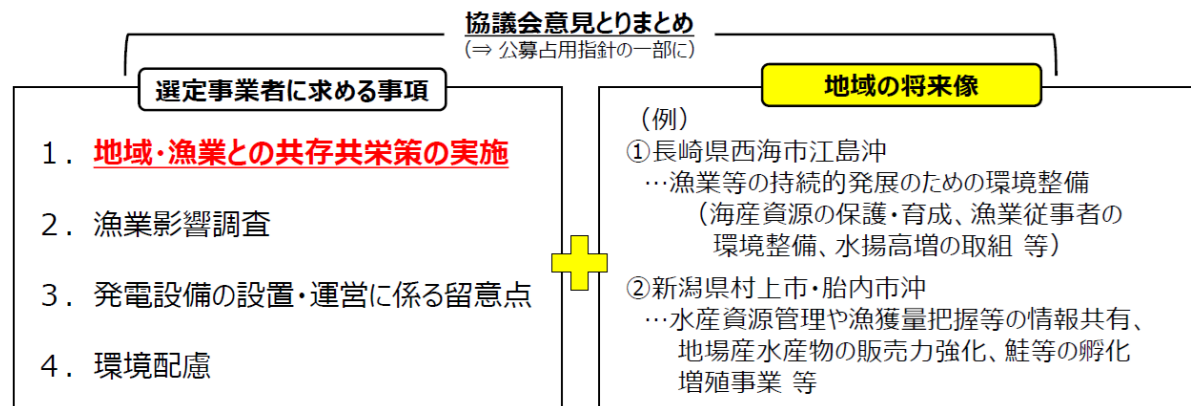
[子ども向け環境学習イベントの様子]



- **再エネ海域利用法に基づく協議会**においては、洋上風力発電事業を通じた**地域や漁業の将来像**についても議論。選定事業者は、**地元と一緒に将来像の実現に向けて取り組むことが求められる。**
- 再エネ海域利用法の改正により、**EEZへの設置許可制度が創設され、浮体式の導入を加速**
- **令和7年8月に改訂した洋上風力産業ビジョン（第2次）**において、政府は次の目標を設定
 - ✓ 2040年までに15GW以上の浮体式洋上風力の案件を形成
 - ✓ 2029年度中を目途に大規模浮体式洋上風力の案件を形成
 - ✓ 2040年までの国内調達比率を60%以上から**65%以上に上乗せ**
- 一部区域での事業者撤退を受け、**公募制度の見直しを検討中。**年内を目途に方向性を整理

協議会意見とりまとめと地域の将来像

- 「有望な区域」では、**再エネ海域利用法に基づく協議会(法定協議会)**を開催。国、都道府県、地元市町村、関係漁業者、有識者等が**選定事業者に求める事項**を議論。
 - 協議会における合意事項は「協議会意見とりまとめ」として文書化し、協議会の構成員（事業者選定後は選定事業者を含む）は、協議の結果を尊重しなければならない（法第9条第6項）。
- 最近の協議会では、**洋上風力発電事業を通じた地域や漁業の将来像**についても議論。
選定事業者は、地元と一緒に、その実現に向けて取り組むことが求められる。



地域・漁業の将来像の実現に向けて、
一丸となって取り組むことで、共存共栄を具現化

(出典)

令和5年度第2回東京都再エネ実装専門家ボード 資源エネルギー庁資料を環境局加工

(参考)
洋上風力産業ビジョン（第2次）

洋上風力産業ビジョン（第2次）【浮体式洋上風力等に関する産業戦略】概要

18

ビジョン
の背景
・意義

○「再エネ海域利用法」洋上風力産業ビジョン(第1次)」に基づき、着床式の産業基盤構築が一定程度進展。DXやGXの進展による電力需要増加やエネルギー構造転換と産業政策を一体化させる世界の潮流の中、**2050年CN実現**に向け、「第7次エネルギー基本計画」「GX2040ビジョン」に基づき、エネルギー安定供給と脱炭素両立の観点から**再エネを主力電源として最大限導入**する必要。
○洋上風力発電は、コストダウン・経済波及効果が見込まれ、地方創生に貢献する重要な電源。他方、欧州に比べ市場拡大が遅れ、国内技術を活用した大型風車の産業構築が大きな課題。
○2050年には我が国と海象条件が類似するアジアが最大の市場となると見込まれる中、我が国では再エネ海域利用法の改正により**EEZへの設置許可制度が創設**され、**浮体式の導入を加速**させる段階。世界的にも浮体式は技術開発途上である中、我が国は**世界に冠たる造船技術や素材・製造・海洋土木・維持管理技術**を有しており、**風車産業の高度化や浮体の大量生産**等が望まれる。
○インフレ等で事業環境が悪化する中、更なる環境整備とともに、世界に引けをとらないスピードで**技術開発・コスト低減**を図り、我が国の優位性を高めつつ、EEZも含めた我が国の広大なポテンシャルを通じて、**海外との連携強化、投資・優れた技術の呼び込み**を図り、**風車の産業構築を含め産業競争力を強化**する必要。

将来像		取組 指針	現状の取組	取組の方向性	目標設定
エネルギー政策（脱炭素の実現・競争力ある電力の安定供給）	産業政策（GX産業構造の実現、国際競争力ある産業の構築）	世界的なインフレ等への対応・魅力的な国内市場の創出	（インフレ等への対応） ●保証金の増額や価格調整スキーム導入など大規模投資を完遂させるための環境整備 （魅力的な国内市場の創出） ●主に着床式で約1GW/年の案件を形成(合計約6.1GW)、23の有望・準備区域 ●領海内JOGMECセントラル調査、系統確保スキームの開始 ●再エネ海域利用法の改正による、EEZにおける設置許可制度や国が海洋環境等調査を実施する制度の創設	I インフレ等への対応 ●公衆の公平性を損なわないことを前提として、更なる制度の在り方を検討 ◆インフレ等による費用増大を踏まえた着床式発電コスト目標(2035年までに8～9円/kWh)の早々の見直し及びインフレ等による費用増大や海外との気象・海象条件の違い等を踏まえた浮体式発電コスト目標の検討 II 魅力的な国内市場の創出 ●2040年の浮体式に特化した案件形成目標に加え、早期の大規模領海内浮体式案件の形成目標を示すことで、事業者の投資を強力に促進 ●JOGMECセントラル調査のEEZへの拡充により案件形成を加速	●2040年までに1.5GW以上の浮体式洋上風力の案件を形成〔政府〕 ●2029年度中を目途に大規模浮体式洋上風力の案件を形成〔政府〕 ◆着床式発電コスト目標の早々の見直し〔産業界〕
		産業・技術基盤の充実	（国内産業基盤の充実） ◆一部事業で風車以外の設備・建設の国内調達が進み、2040年国内調達比率目標60%を達成 ●基地港湾の指定・整備を進めている他、それらの利用を円滑化するための改正港湾法が成立 ◆民間事業者により着床式に対応したSEP船等を建造 ●予見性確保のための需要予測の検討等、関係船舶の確保に向けた取り組みを推進 ●国内外投資促進に向けGX財源で浮体基礎製造等の設備投資の支援 ★人材育成協議会(ECOWIND)と高専との連携、事業者によるトレーニング施設の整備、都道府県による教育機関向け活動の実施 （技術基盤の充実） ★2030年の社会実装に向け、GI基金で低コスト・量産化の浮体式実証、発電事業者による協調体制(FLOWRA)による共通基盤開発等の実施 ★浮体式の大量導入に向けた合理的な建設システムの確立を図るための協調体制(FLOWCON)による施工、O&Mに関する技術開発	III 国内産業基盤の充実 ◆風車ナセル又はブレードの国内製造・供給力強化に向けた国内調達比率目標の引き上げ ★風車の国産化に向け複数のアプローチを想定し体制構築(海外風車メーカーや研究機関との連携、スタートアップなど)、技術開発、国内供給力強化に向けた設備投資等の推進 ★地元企業参画等を含め地域型サプライチェーン形成(例えば、北海道、九州等)の推進、国内供給力強化に向けた浮体基礎等の設備投資促進、産業形成・維持のための適切な評価と案件形成 ★浮体式に対応した施工・O&Mに必要な港湾等の基盤整備と、そのための調査・研究・実施体制の確保 ★現在検討中の需要予測の結果を踏まえ、官民の連携のもと、関係船舶を適切に確保 ★人材育成・確保目標の設定や他産業等への波及効果も考慮し総合的に地方創生に資する計画を産学官連携により策定、カリキュラムや拠点整備の推進	◆2040年までに国内調達比率を65%以上〔産業界〕 ◆2040年までに洋上風力関連人材を約4万人育成・確保〔産業界〕 ★2040年の案件形成目標に向け、大規模浮体式洋上風力の施工・O&M機能を確保〔官民〕
		グローバル市場への展開	（アジア太平洋に向けた製造拠点の創出） ●企業間強力促進やサプライチェーン構築強化に向け、英国、デンマーク等の洋上風力先進国との連携 （標準化に向けた議論の主導） ◆技術力強化、共通課題の標準化に向け、FLOWRAにおいて英国、デンマーク、ノルウェー等の産業界と連携	IV 技術基盤の充実 ★産業界協調、産学官連携の推進、EEZも見据えた大水深等の過酷海域における浮体式実証の実施や風車の国産化に向けた技術開発を含め技術開発ロードマップに基づく技術開発の推進 ★風車や次世代浮体等の技術開発・認証等のための技術検証環境の整備及びその計画策定 ★我が国の施工技術や産業技術を活かした海上施工、O&Mの最適化に必要な技術開発の推進 V アジア太平洋に向けた製造拠点の創出 ●グローバル風車メーカーとの官民協力枠組みを通じて、グローバルサプライヤーの創出や風車主要製品の国内製造拠点の形成を推進 ★発電事業者等の技術力強化や浮体基礎等製造事業者の輸出展開に向けた投資促進等のための海外展開目標の設定 VI 標準化に向けた議論の主導 ◆欧州等との技術力強化に加え、アジア太平洋等への市場展開に向けた海外連携目標の設定 ◆将来の産業構造を描きながら、我が国の自動化・デジタル化・量産化技術の強みを活かし、共通基盤開発を学と連携し産業界協調で進め、海外諸機関とも連携し、標準化に向けた議論を主導	★2040年までに国内発電事業者全体で3.0GWの海外案件に関与〔官民〕 ◆2030年までに欧州・アジア太平洋等10か国・地域と連携〔産業界〕

エネルギーを大量消費し、その供給を地方（オフサイト）に依存する東京の地域特性を踏まえ、次の点についてご議論いただきたい

- ① **地域と共生する再エネ電力の導入を拡大し、東京と地域との共存共栄を図っていく上で都が取り組むべき施策**
- ② **浮体式洋上風力のポテンシャルやメリット、導入への課題を踏まえ、伊豆諸島への早期の実装推進に向け、都が取り組むべき施策**